平成２７年（フ）第１１１９号
京都府木津川市梅美台１丁目５番地11　ベローチェ梅美台106号
債務者　矢野沙弥香
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７６号
神戸市灘区六甲町５丁目７番１―606号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７４号
長崎県長崎市小峰町６番２―101号
債務者　小宮フジ子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
長崎県長崎市岩見町29番33号
債務者　砂原　政則
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
長崎県長崎市宿町32番地　フェニックスガーデン303、旧住所長崎県諫早市若葉町225番地80　雇用促進住宅１棟102号
債務者　柏山　好美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
青森県八戸市小中野６丁目19番６号、前住所東京都品川区西五反田３丁目12番１―802号
債務者　佐々木宏樹
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
新潟市西蒲区中島198、住民票上の住所新潟市西蒲区押付１番地43
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５２号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―117号、前住所兵庫県西宮市仁川町６丁目13番10号
債務者　松井八千代
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市和上町５番29―405号、前住所兵庫県西宮市中須佐町９番８―1101号
債務者　ハーリーこと　播磨　政美
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４１号
愛媛県西条市中野甲1550番地３
債務者　髙木　亜美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７４号
福岡県田川市大字伊田4976番地　松原２区松原団地５―１―３
債務者　小柳美津江
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４１５号
大分県別府市朝見３丁目11番４号
債務者　中島　智美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
福島県郡山市字賀庄77番地　クレセント安積野202号
債務者　齋藤　紀子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
神奈川県秦野市本町３丁目13番２の408
債務者　平本ふさ子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４７号
青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛字村井24番地２
債務者　藤田　清道
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１４８号
青森県南津軽郡大鰐町大字唐牛字村井24番地２
債務者　藤田　静子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
青森地方裁判所弘前支部